

勤務単位の職務手当の支払基準及び支払額表

支払対象及び基準	支払額	改正後
(1) 工務関係触車事故防止準則における作業責任者として、作業等に従事する業務を含む勤務	100円	3,000円
(2) 線路閉鎖工事の工事監督者又は作業責任者として、線路閉鎖工事に従事する業務を含む勤務		
(3) 保守用車使用の工事監督者又は作業責任者として、保守用車使用に従事する業務を含む勤務		
(4) 指令統括保守方式及び保守工事時間帯方式における工事監督者として、工事等に従事する業務を含む勤務		
(5) 停電工事責任者として、停電工事又はき電停止工事に従事する業務を含む勤務		
(6) 信号切替工事における機能確認の検査責任者として、機能確認検査に従事する業務を含む勤務		
(7) 電気関係直轄作業等従事者取扱準則における(特)作業等に従事する作業責任者として、作業等に従事する業務を含む勤務 新設	—	
(8) ① 車両整備準則に基づく定期検査(仕業検査、交番検査、ATC装置の検査、機能保全検査、全般検査、要部・台車検査、距離・期間保全)の現車施工、現車の修繕及び異常時等に伴う処置に従事する業務を含む担務、勤務 新設 ② 現車の不具合調査、特修・改造工事の直接施工に従事する業務を含む勤務 新設	—	500円
(9) 駅の社員が運輸・車両関係触車事故防止準則における作業主任者として、作業等に従事する業務を含む勤務 新設		

2 実施時期

2024年4月1日以降、適用する。ただし、別表第21の番号5、6、10、12、16、別表第21の2の第7号、第8号及び第9号については、対象者の集約やシステム改修等の対応に一定期間を要することから、準備出来次第、2024年4月分まで遡って支払う。

5-2 職務手当(資格保有について)

現 行	
対象資格	月 額
一級建築士事務所の登録に「一級建築士」として登録された者(Cのみ)	3,500円
「第一種電気主任技術者」として選任された者(Cの)	3,300円
電気事業法(昭和39年法律第170号)の定めによる「第二種電気主任技術者」として選任された者(Cのみ)	1,500円
「設計管理者」として選任された者(選任対象:技術士、鉄道設計技又は第一種電気主任技術者の資格を有する者)(Cのみ)	5,000円



改 正	
対象資格	月 額
「一級建築士」の資格を保有する者(C・L・M)	15,000円
「第一種電気主任技術者」の資格を保有する者(C・L・M)	15,000円
「第二種電気主任技術者」の資格を保有する者(C・L・M)	10,000円
技術士の資格を保有する者(C・L・M)	15,000円
鉄道設計技士の資格を保有する者(C・L・M)	10,000円

【解説】

高度な知識技能を必要とする資格取得や保有に対する手当を拡大・新設されたいと要求した。春闘交渉の中で「一級建築士」や「電気主任技術者」等について、取得困難な資格なのに手当が支給されない、モチベーションの低下のみならず、人財の流出に繋がるとの組合員の強い声があると訴えていた。

これまでは、苦勞して資格を取得しても会社から指定されなければ手当の支給対象にならなかった、ML層が指定されても職務手当の支給対象にならない。実態として、職場ではML層が会社から指定されるケースが多く、支給されている方は殆どいない状況であった。

2024年4月1日以降は、資格保有に対しての職務手当の支給、且つML層も支給対象となる。「一級建築士」「第一種電気主任技術者」「第二種電気主任技術者」「技術士」「鉄道設計技士」それぞれの資格保有で職務手当の対象であり、その資格を業務で必要としない職種や他の系統であっても職務手当の対象となるため、大幅に支給の対象が拡大する。

※ 職務手当はそれぞれ併給しない。複数の資格が対象となる場合は金額の高い方を優先する。

※ 会社に資格保有を申請しないと支給されない。

※ 6月期給与で精算予定(4月分遡及)

5-3 職務手当

(指令員・指令長、駅長業務、信号操車業務)

現 行	
支払い対象の勤務	月 額
指令業務に従事する者	5,000円
運輸関係指令の業務に従事する者	6,000円
特に指定された指令長	7,000円



改 正	
支払い対象の勤務	月 額
指令業務に従事する者	9,000円
運輸関係指令の業務に従事する者	9,000円
特に指定された指令長	20,000円
駅長業務に従事する者又は信号操車業務に従事する者 新設	3,500円

※ 駅長業務に従事する者: 駅長業務資格を有し駅・区所の駅長業務に従事する者

※ 信号操車業務に従事する者: 信号操車資格を有し駅・区所構内の信号・操車業務に従事する社員

※ 駅長業務に従事する者又は信号操車業務に従事する者はML層もC層も支給対象

※ 指令業務、運輸関係指令の業務、特に指定された指令長並びに運転整理員に指定されたもの、駅長業務に従事する者又は信号操車業務に従事する者の併給はありません。

【解説】

春闘の要求で、指令員手当の増額。駅長(当直駅長)を担う駅業務で働く者に手当の新設を要求した。

交渉の中で、運輸指令員と工務指令員との手当の差、駅長業務、信号操車業務等に従事する者への手当の新設を求める議論を行った。

これまでは、運輸指令員とその他の指令員の単価に差があったが、手当を増額し統一した。また、輸送関係の指令員の手当を増額。そして、駅長業務、信号操車業務等に従事する者への手当を新設する事ができた。

● 指令員・指令長手当は、4月支給分から適用予定

● 駅長業務等は、6月期給与で精算予定(4月分遡及)